

もっと身近に感じてほしい ～福祉用具の日記念イベント開催

介護保険法改正の流れ

前半は「介護保険法改正その後」規制緩和の後、現場はどう受け止めたか？」と題した講演会を行いました。理学療法士として長年福祉用具相談に携わっている望月彬也氏を講師に迎え、法改正の流れと、今後の福祉用具活用のあり方についてお話いただきました。



会場は、熱心に話に聞き入る参加者でほぼ満席となりました



十月一日は福祉用具の日です。平成五年十月一日に「福祉用具の研究開発および普及の促進に関する法律」が定められたことに由来しています。この日を記念し、去る十月十日に開催された福祉用具の日記念イベントには、介護支援専門員や福祉用具専門相談員を中心に約九十名の参加がありました。

専門相談員の活用を

また、福祉用具の選定にあたり、

昨年四月の介護保険法改正では、軽度要介護者の福祉用具レンタル利用に制限がなされました。その後、一律制限への批判やケアマネジメント尊重の声を受けて、今年四月に一部見直しが行われ、疾病その他の原因により（パーキンソン病、関節リウマチなどの事例を提示）福祉用具が必要な状態となった場合、①医師の所見②サービス担当者会議等での適切なケアマネジメント③市町村長の確認の条件で給付が認められるようになりました。

福祉用具専門相談員などの専門家の活用が明記され、サービス担当者会議などで、連携を図ることが示されました。望月氏はこれらの改正点をふまえながら、現状ではまだ相談員が十分活用されていないことに触れ、相談員のレベルにもばらつきがあり、今後は専門職としてさらにレベルアップしていくことが期待されると話されました。

さらに、利用者や介護者が、福祉用具についての予備知識がないために、不適切な用具の導入や使用方法によって、身体機能の低下を起す危険性や、日本の住宅事情と介護の実態にあった福祉用具の普及と、老介護でも使いやすいデザインの開発の必要性にも触れられました。

福祉用具にふれる機会

後半は、(社)日本福祉用具供給協会神奈川ブロックの協力により、福祉用具の展示と体験を行いました。福祉用具レンタル事業者から直接説明を受けて、詳しい使い方やカタログだけではわからない実際の使い勝手を知る機会となりました。参加者からは「実際にリフターを使って移動して実感がつかめた」「新しい車いすやベッドが展示され、参考になった」との声があり、体験できる場を求めていることがうかがえました。

供給協会は、「単に商品を提供するのではなく、介護支援専門員と連携して適切な使い方を伝えられるよう、知識や経験を積み、福祉用具専門相談員の地位の向上を目指している。また、事業者としても研修や展示会などに協力していきたい」と、今後の福祉用具の利用におけるサービスの質の向上に意欲を見せていました。

(ともにしび運動推進担当)



車いすからの移乗体験の様子。体験者からは「意外と安定しているね」などの感想がありました

◇福祉用具専門相談員Ⅱ厚生労働省の指定講習を修了すると得られる資格。介護保険指定福祉用具貸与事業所に配置義務がある。今年七月に職能団体として全国福祉用具専門相談員協会が設立された。